徳島県告示第５６３号

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和８年11月11日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年11月11日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区　　間	延　　長（メートル）	供 用 開 始 の 期 日
29	徳島環状	徳島市城東町二丁目１４４番９地先から 同　　末広二丁目62番６地先まで	1,033.3	令和８年11月11日